

議案第 74 号

桐生市立認定こども園設置条例案

桐生市立認定こども園設置条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市立認定こども園設置条例

(趣旨)

第1条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「こども園」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)において使用する用語の例による。

(名称及び位置)

第3条 こども園の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
桐生市立広沢こども園	桐生市広沢町四丁目 2099 番地

(職員)

第4条 こども園に園長、保育園教諭その他必要な職員を置く。

(事業)

第5条 こども園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第9条各号に掲げる目標を達成するための教育及び保育
- (2) 子育て支援事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(入園資格)

第6条 こども園に入園できる者は、支援法第20条に規定する教育・保育給付認定を受けた者とする。

(定員)

第7条 こども園の定員は規則で定める。

(保育料等)

第8条 市長は、こども園に入園した子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者(以下「教育・保育給付認定保護者等」という。)から保育料を徴収する。

2 保育料の額は、桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例(平成27年桐生市条例第10号。以下「利用者負担条例」という。)に定める利用者負担額とする。ただし、教育・保育給付認定保護者の居住地が市外であるときは、その居住地の市町村が定める額とする。

3 市長は、利用者負担条例第7条の規定により保育料を減免することができる。

- 4 教育・保育給付認定保護者等は、保育料を納期限までに市に納付しなければならない。
- 5 前項の教育・保育給付認定保護者等が負担する保育料は、毎月児童がこども園に在籍している場合に負担するものとし、当該月に児童が在籍しているときは、児童が欠席した場合においても負担しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 74 号 桐生市立認定こども園設置条例案

広沢南部保育園と広沢幼稚園を統合し、桐生市立広沢こども園を設置するに当たり、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。